

商業委員會議錄 第四號

(二八五)

100

第四号 昭和二十三年三月三十一日

100

10

10

どこかの局を離れて、こちらに吸収するといふようなことはできていないわけでございます。

○多田委員 私のお伺いしたいのは、今お答え願いましたような抽象的なことではなく、今お答え願いました点については、数日來いろいろお話を聞いて十分承知しておりますので、具体的にとの課のどの所管事項が中小企業に移動されるか、この移動によつて商工省から中小企業に輸出する人員がどの程度考えられておるか具体的に答へ願いたいと思ひます。

○細井政府委員 お答え申し上げます。生活物資局振興課におります者が、中小企業に三十人ばかり仕事をもちて移動するといふ形になります。なおそのほかには申しました業務の形、中小企業に仕事を分担していただくといふ者もありたり二十四人予定しておる次第でございます。

○多田委員 現在考えられておる企業に人員については印刷物等で拜見いたしておりますが、そのうち民間から繰越の士を採用いたしますと、省内から移動によつて来る者があると思ひます。

○多田委員 その次に、外資の導入の點において、中小企業がどの程度に活用し得られるか。またその活用の方法についてどういふお考えで、おられるか、簡単に結構でございますから、お

伺いたしたいと思ひます。

○細井政府委員 外資導入がどういふ形で各産業部門に現われるかという手割が目下のところなが／＼つきませんので、はつきりした見解はつかないでございますが、外資導入の點におきまして、中小企業の側面ではそのために特に企業経営形態その他どういふふうに変化かといふことは、あまり影響がないのではないかと、いふうに私は考えております。これははなはだ個人の見解のようで恐れるのでございすが、たゞ外資導入等によつて技術的な面が予想される、あるいはその資金の面で力が強くなる、あるいはのがだ／＼出てくるのを存じますが、中小企業の面におきましては、外資導入のいかにいかかわらず、速やかに技術の向上、設備の整備等をいたしまして、国際市場における競争力を向上させる努力を続ける必要があるといふ程度のことと考えておられまして、外資導入の影響としてどうなるかといふことはつきましては、ただいまのところでは確たる見解をもた得ないのでござい

ます。

○多田委員 その次に中小企業者の範圍について昨日も御答弁があつたやうでございますが、どうもまだはつきりいたしませんので、中小企業者ができた中小企業者といふ範圍をどの程度に考えておられるか。これは要綱にありまう程度、個人を對象として考えておるか、あるいは法人の場合として考えるか、あるいは法人の場合にどの程度のものを對象として考えておられるか、伺いたしたいと思ひます。

○細井政府委員 中小企業の範圍につきましましては、特に形式的に線を区切らないで、むしろ政府の指導援助を要するといふような對象を意味する、弾力性ある考え方をしたいといふことは昨日も答へ申し上げておる通りであります。實際問題として、ましては、各産業別に中小企業者の指導の對象となるものを選んでいこうといふことになりまして、おのずからある範圍のものが出てくるのではないかと、いふうに考えられるのであります。概率的に申しますと、その中小企業政策要綱にありますが、實際問題としてはおそらく從來から偏念してまいつたやうに、従業員百人未満といふうなものが多いはこれにはいつてくるとは、しかしたとえば化学工業のときは比較的規模が大きくても従業員の数が少ない、ハンド・ワークの多いような各種機械工業等におきましては、比較的に企業は小さくても従業員の数が多くなるといふやうな点もございまして、従業員のみによつて一概的にきめると思ひますが、産業別に見ればいろいろなりと、指導を要する對象といふことになりまして、各種具なら各種具といふ産業においては、どの範圍のものが中小企業者の指導對象となるかといふやうなことをおそろくわかつてくる、またきめるべきであるといふうに考へるべきであります。比較的中小企業形態の中で営まれておるものが多いといふ産業は業種として見ても一應の分類ができるわけでありまして、その業種にほんなのがあるかといふこと

につつましまして、昨日は例示的にお答へ申し上げました通りでございます。

○多田委員 どうもはつきりいたしません、このくらゐにしておきまして、次に、この法案によりまして、独占禁止法に違反する事実については、中小企業にその事実を場合によつては申し出る、ことができるといううに、特に被占禁止法に違反する事実について中小企業に申し出ることができるといふ規定を特に取上げる、その理由についてお伺いしたいと思ひます。独占禁止法の第四十五條によりまして、何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。といふうに公正取引委員会が直接あるいは間接に違反事実の申出を受けるべきであつて、それは被占禁止法による処理を要するところの公正取引委員会が担当すべき事項であるはずであります。殊にこの中小企業に指導の、資材資金の實際の面については、とんどこの法律に定められていないから、独占禁止法の適用については、前項をここに入れ、そうして公正取引委員会に対する中小企業者の違反事実の申出の経営機關であるといふやうな形をとられたのは特別な理由があると思ひます。それによつても、この点についてその理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○細井政府委員 第三條の第四項でございすが、これは中小企業者の中小企業者に対する代弁的な機能を強力に

認めまして、その機能を發揮してもらふといふ目的でおかれたものでござい

ます。中小企業者がその利益をいろいろの點において阻害される場合がございすが、そういうような場合には中小企業者はその代弁といひまして、援助を與えていく。場合に、ましては第五項にございまして、中小企業者から当該事件を公正取引委員会に移してまいらうといふことになるわけでありまして、今御質問の通り資材資金等を直接もたないで、こゝいも規定をおくのかといふかといふお話をございすが、資材資金の面は中小企業におきまして直接業務等の仕事はいたしません、中小企業に指導の結果よい工場になつたものに對しましては、資材資金の面で優先的に扱われるやうに、強力な措置を創設に對してやつていくといふやうなことも考えられるわけでありまして、その点につきましてそれらの活動を十分にいたしたくといふ事項と接續がありまして、この規定をおいた次第であります。

○多田委員 資材資金の創設について強力な措置を創設に對しては、今今のお話の通り強力な措置が創設に對して中小企業の手において購ぜられるとすれば、非常に幸であるといふやうな事柄でございます。現在出ている法案によりますと、中小企業は、中小企業に關係する事項については、他の行政の協力を求めることができる。といふう、要するに他の行政の協力を求めることができるといふやうに、一方的な指定でございまして、實際問題として

○細井政府委員 第三條の第四項でございすが、これは中小企業者の中小企業者に対する代弁的な機能を強力に

認めまして、その機能を發揮してもらふといふ目的でおかれたものでござい

ます。中小企業者がその利益をいろいろの點において阻害される場合がございすが、そういうような場合には中小企業者はその代弁といひまして、援助を與えていく。場合に、ましては第五項にございまして、中小企業者から当該事件を公正取引委員会に移してまいらうといふことになるわけでありまして、今御質問の通り資材資金等を直接もたないで、こゝいも規定をおくのかといふかといふお話をございすが、資材資金の面は中小企業におきまして直接業務等の仕事はいたしません、中小企業に指導の結果よい工場になつたものに對しましては、資材資金の面で優先的に扱われるやうに、強力な措置を創設に對してやつていくといふやうなことも考えられるわけでありまして、その点につきましてそれらの活動を十分にいたしたくといふ事項と接續がありまして、この規定をおいた次第であります。

○多田委員 資材資金の創設について強力な措置を創設に對しては、今今のお話の通り強力な措置が創設に對して中小企業の手において購ぜられるとすれば、非常に幸であるといふやうな事柄でございます。現在出ている法案によりますと、中小企業は、中小企業に關係する事項については、他の行政の協力を求めることができる。といふう、要するに他の行政の協力を求めることができるといふやうに、一方的な指定でございまして、實際問題として

○細井政府委員 第三條の第四項でございすが、これは中小企業者の中小企業者に対する代弁的な機能を強力に

認めまして、その機能を發揮してもらふといふ目的でおかれたものでござい

強力な措置を御参議に要求する措置を講ずることができるといふ、その具体的な内容をお知らせ願わないう、どうも納得できませんし、また強占禁止法との関係についても特にこの法律の中に、強占禁止法による違反事項について、公正取引委員会に中小企業者が申出をする場合の、一つの経営機関に入れたという事で、一面他の行政官廳に対する協力を求めるという程度、非常に消極的な措置から考えまして、不可解と思つておりますけれども、この協力的な措置についてはつきり御答弁願いたいと思つております。

○細井政府委員 この他の行政官廳に協力を求めるというような廣文の現れ方になつておられます、非常に力が弱いという感じがいたしますけれども、あります、法律的に申しますのは、これは強占禁止法でございますが、他の行政官廳を協力を求めるというような機軸を講ずることは、立法としてやうな建前から、行政官廳の協力を求める。しかしこの協力を求める形式はいろいろございまして、相手に對して協力を求めた場合に、それに應じさせる義務を負わせるということも、また一の場合この行政官廳の協力を求める方式につきましても、何らかの形でこれを相互に協力のあるようにもつていきたいと思つておられますけれども、廣文といつたしましてはどうしてもこの程度の表われ方よりしうがないのでござい

○多田委員 他の行政官廳に對して應じさせる義務を負わせるだけの力で、何らかの措置を講じたいというお話でございませうけれども、これは一審大きな問題だらうと思つております。さういふ以來の、問題になつております。通り、資材資金をこの企業者が扱わないうことが、非常に大きな問題になつておりますので、實際の運営の面に資材資金を扱うと同じような形の方法ができるのだという具体的なことを、はつきりお示し願へば非常にいいのじゃないかと思つておりますが、ただ何らかの方法だと、どうも私もまだはわからないのです。

○多田委員 多田委員、ただいまの質問に對しては、御承知の通り本委員会は商業委員会と鐵工業委員会との合同になつておるのであります。昨日もつて合同委員会は打切つたのであります。鐵工業委員会を代表されて伊藤委員長から結構的の質問があるわけでありまして、これに對してあなたの方をされたことも、大臣が御答弁せられるうちはいつておるやうでありますから、そのときの答弁で御了承願いたいと思つております。伊藤鐵工業委員長が發言を求められておりますので、これを許します。伊藤委員長。

○伊藤鐵工業委員長 昨日來中小企業法に關して、各委員諸氏からそれ、質疑がされ、政府側から答弁等がされておるのでありますけれども、先ほども御意見が出ておりますように、どうもわれわれとして法案の提案の説明等をもつてされておる程度では、了解し兼ねるのであります。それは各委員諸氏から出ておりますように、中小企業法は一つの経営と技術の精進の進言の機軸である。物の運びけといふものは行かないというやうな

ことであつては、中小企業法に對する業者の信頼と期待といふものを失つことはできないであらう、こゝういふ点がわれわれが本法案を審議し結論をつけるのに了承し兼ねる点であります。さういふ点から私は鐵工業委員の各位とも御相談をいたしましたので、大体私どものまとめたところの意見をもちまして、商工大臣に責任のある明快な答弁を得たいと思つておるのであります。以下大体私どもがくしななければならぬと信じております点について、商工大臣にお尋ねしたいと思つております。

本法案におきましては、中小企業法なるものは、中小企業の技術及び経営の向上をおもなる目的としておるやうであります。これが裏づけとなつて、資材資金の操作について何らあるべきところがなく、かつその運営上におきましては直接に資金資金に關する操作をしない意向であることとあります。が、われわれは技術及び経営の向上を指導して、この目的の遂行を円滑にかつ確實に促進するために、また中小企業の維持育成を興情に即し、適切なものとする上においても、中小企業法が中小企業の個々の工場に對する資金資金及び動力の割當に關し、直接操作をなし得る権能をもつことが絶対に必要であると考えざるを得ない、一致した結論に達した申上げていのであります。その他中小企業の維持育成に關する限り、あらゆる事項について他の官廳、他の部局に對して優先的に権能をもち、一元的に處理し得るものとしなければ、中小企業の育成上の効果もさかめて少く、不徹底なものとなり、特に新規の官廳を設置しようとする

る理由も、薄弱と思はれる次第であります。細井政府委員の答弁によれば、各種商業の総合企画の上から、資金の割當を中小企業法に取扱はせることは困難であるといふこととありますが、一應の基準によつて総合的な配分を定めた上は、そのうちで中小企業のおくが明確になり、その中小企業に與えられた總量の範圍内において、中小企業法の個々の工場に對しての割當は、総合計画の際に一應の基準は算出されておるのだが、これを彈力性あるものととして取扱い、実情を把握している中小企業法において、その工場の技術、経営、製品に對する良心の強弱性等その實際に應じ、独自の見地からこれを修正して、實際の割當の決定が得るやうな処置すれば、総合的の見地からの資金の配給体系を崩さず、しかも実情に即した中小企業の適切な指導操作ができる、技術の指導や経営指導についても強力に推進できることとなると思つております。

なお、以上のような処置をするには、やはり一應中小企業の範圍を明確にする必要があるもので、これは理論的には困難なことかもしれないが、時には修正していきけるやうな彈力性ある限を設けること、たとえば現に商工省指定工場、商工局指定工場といふものがあるように、各業種にわたつて各業界の實情に應じ、中小企業法對策要綱の事項に記載されておる標準で大工場を指定し、餘を中小工場とするやうなことにすれば、これまたさして困難なことではなく、現にそれと似たことを商工省でやつておるから都合なことはないと存するのであります。むしろ、これがない、かえつていふやうな処

置があいまいになつて、中小企業に對するはつきりした育成方策がとられなくなると思つております。従つてわれわれとしては、中小企業法の機軸運営については特に以上の点を明確にして、その設置の趣旨を徹底するやうな処置すべきものと認めることが適當であると信ずるのであります。従つて以上申し上げた点は、業者に與へると、この今後の心理的影響、あるいは業者が計画をして、今後みずからの中小企業の再建をやる上に非常な重大な点であるとして関心をもちておると思つておりますので、この点については商工大臣が責任のあるきつめて明確な答弁をされるやうに求めたいと思つております。

○水谷國務大臣 ただいま伊藤鐵工業委員長の御提出になりました問題は、本法案につきましても非常に重大な問題でございまして、これまで委員各位からきつめて御熱心なる御質問があり、またそれに対して商工局といつたしましても御説明を申し上げてまいつたのでございまして、未だ十分に御了解を得ることができなかったことはきつめて遺憾でございます。従いましても一度大臣といたしましてこの問題に關しましてさつぱらんに商工局の考えを述べさせていただきます。御了解を得れば非常に結構であると思つております。

中小企業法が中小企業者に対する資材資金の割當を直接行うことにつきましても、これは繰返し申し上げたように、きつめて慎重に考えなければならぬ問題であるのでございまして、さなわち各種の生産計画といふものが縦に業種別に立てられます關係上、もし資材につきましても一定分をば中小

さいまして、これがためにはまず第一に中小企業融資は各部門内の資材割当につきまして今後設定される予定でありまする資材割当諮問委員会に代表者を送りまして、中小企業者が監視されることのないように、強く要求監視をすべきであると思います。第二には経建安定本郷及び各現局に対しましては強力に資材面の強化確保を絶えず要求するを別にとりまして、この分につきましては商工局等の割当に特別強い指示を與えまして、中小企業融資の指導方針に創うて割当を行わせることでございます。第四には地方商工局の調整確保分をば拡大強化いたしまして、その活用をはかることによりまして、中央において把握されない多くの中小企業者に対して、現地の実情に即しまして十分資材を確保することができると考えておるのでございます。またこのような方法によりまして十分中小企業者の資材を確保する決心でございます。從つて中小企業の箇題を明確に法定するとは避けたいと思ひますが、ただ中小企業融資の対象といたしますが、中小企業の箇題は、上述の方針を実際に進めてまいりますならば、各業種別におのずから明確になつてくると思うのでございます。今めやすとして考えておりますことは、先日來繰返し御説明申してまいりました通り、独立企業でありまして、当該業種としては投資額、生利高、販賣高、取扱量が比較的少く、その活動が少数の事業分野に止まりまして、かつほかの企業との間に相互に投資関係のないもので、政府の援助が必要とされるようなものという

基準に罷いて、各業種別に有機的
にきめていきたい、このように考えて
おります。また実施上から見ますと
ば、最初には中小企業業種の多い業種、た
とは繊維、針、針金、絹織物、絹
織物、毛織物、メリヤス、布帛製品、
鋳物、身辺細工、日用品等の工業に
つましては従業員数、資本金、経営の
やり方等から見まして、中小企業とし
て取上げるべきものは公平に取上げて
いくつもりでございます。従つて法律
上これを明示いたしました一線を画す
ることはかえつて運営上支障があるの
で、明示はしない方がよいと考えてお
る次第でございます。また資金につ
きましては、中小企業に専門の金融機
關の設置を準備しておりますことは、前
に申し上げた通りでございますが、こ
のほか貸金計画、復興融資計画の中
の中小企業関係のわくの拡大、商工組合
中央金庫の活用等を考慮いたしまして、
これを中小企業業種において強力的に推
進する方針でございます。大体以上のよ
うな方針をもちいますすならば、こ
の中小企業業種の役割といふものは、主
分に中小企業者諸君にとりまして活用
できるのではないかと考えておる次第
であります。

○喜多委員 他に御発言がございま
せんか。――多田男君。

○多田委員 ただいま商工大臣のお説
明がございまして、大体の輪廓はわか
つてきたのでございしますけれども、今
お話の中小企業者の改善あるいは合理
化に必要な資材をとつて中小企業業種が
調査を行はせるといふ点と、地方商工

局の留保分を充ち立て、現地の実情に即して資材を確保する、そうして創設をさせるという点、あるいは金融の面について強方に促進する措置を講ずる、というこれらの点が、この法案を見ますと、これを預つておるところの地方の商工局あるいはその他の商工省内の各局の権限と相当衝突する場面が出てくるのではないかとおそれられるのであります。これに対して中小企業廳が、こういうた推進的措置を講ずる、あるいは地方の商工局をして創設をさせる必要がある、というような法的措置を講ずる必要があるのであります。この点についてどういふような措置を講ずる考であるか、お伺いいたします。

○水谷國務大臣　ただいま多田委員の御質問の点は、法律ではつききめるということも一つの行き方であるかも知れませんが、その点は大臣の指示、命令と申しますが、運用の上におきまして十分お尋ねの点の目的は達することができるとはいい、このように考えております。

○多田委員　その次に、今の問題とは別でございますが、國會におきまして地方の出先機關の整理が取上げられて、他の委員会では大体の具体案がきめられ、れれ／＼の手もとにも報告がされておるのであります。ところが國會の意思として地方の出先機關を整理するということに、今話題になつておりますところの地方の商工局あるいは都道府縣の商工局の出張所が廃止する範圍にはいつておると思つておりますが、中小企業廳ができてまして、その目的とするところの技術の面あるいは指導の面、それらについては府縣廳をして主として扱はせるといふきうの細井政

府委員の御説明でございましたけれども、ただいま配られました資料によりますと、地方の商工局あるいは出張所は相當人員が増加することになっておりますが、これを地方の商工局あるいは出張所でなしに、都道府縣をして扱わせるというような措置を講ずるべきが至當であると思っております。この点について伺いたします。

○細井政府委員 中小企業廳の仕事と商工局並びにその出張所と府縣との關係でございまして、先般衆議院説明申しております通り、中小企業廳の指導あるいは審査等の全般的の第一線の仕事は、府縣廳を中心にして運用したい。さらに先ほど大矢さんからも御質問がございまして通り、大都市につきましては、さらにこれを特に活用する何らかのくふうを加えたというようなことで進んでおります。しかしながら、一面指定生産資材の割当事務等は、どうしても商工局並びに商工局の出張所、の系統でやつていかなんといけなない。これはどうしても避けることのできない、現在の状況でございます。この割当事務を同時に府縣廳に委譲してはどうかという御意見もございまして、指定生産資材の割当事務ということはどうしては、政府の直接の責任において、政府機関である地方商工局において遂行しなければならぬという建前になっておりますので、その点をやむを得ないと思っておりますが、従つてその一面におきましては地方商工局並びにその出張所では、現在の段階では廃止できないのではないかと、私どもは見ておるのであります。

○多田委員 現在の段階において、地

方商工局あるいは出張所を廃止することができないという御意見でありますけれども、地方廳が指導の一面を担当して、資材の面を商工局が担当していくということになりますと、實際の活動の部面にいろいろな支障が生じてくることがあり得ると思つております。現に地方廳と商工局の出張所との間に、中小企業廳の問題をめぐつていろいろの物議があるというところを聞いておりますので、この問題はひととつ商工省としても十分お考えいただきまして、資材の轉當部面も府縣廳に委譲してやらせるというような処置を講じていただくと思つております。これは現に配給の部面におきましては、相當地方廳に委譲して、地方廳の手によつて行われてゐる事実もありますし、また一昨年の十二月マツカーサー元帥の覚書によりますれば、日本の經濟を一日も早く自由回復させるために、その過渡的な手段として統制を行う、その統制を行う主体は政府であるというけれども、その政府で統制を行うということは、自由になつた場合に、一般國民が公平な立場でその自由を享受する権利を保有するという意味で、政府機關が統制の事務を担当するといふように、私どもは承知しておるのでありますから、さういつた考え方からして、この問題は商工省の方で積極的に御努力願へばできるのではないかといふやうに私どもも考えておるのであります。實際出先機關と府縣廳との間のいろいろな摩擦が相當大きくなつてまいりまして、せつかく企業團をつくり、中小企業者のために一つの大きな仕事をしようといふ場合に、官廳同士の地方廳と商工局の出張所との

のいろ／＼な感情的ないきさつ、あのいは靡靡から、かえつて運動果を生るおそれにも多分にあると考えられるので、この点については十分地方廳の立場、あるいは地方廳の現実をお考願ひまして御処置願ひたいと思ひます。なお人員の予算の点であります、ただいま配られました人員表を拜見して、いさ／＼記入してありますけれども、地方廳の現在の財政状態、あるいはこの仕事の性質より考えて、國が負担すべきところの人員を地方廳に配置するなり、何らかの方式を講じて、地方廳に財政的に大きな負担をかける、というふうな措置を講ずべきだと思ふのであります、この点について、どう伺ひたいしますか。

○細井政府委員　中小企業廳の仕事の運営にござましては、予算の内容、殊に予算の總額と人員費の關係を昨日來に申し上げたのでありますが、私どもはこれをもつて十分だとは考えていないのでございます。殊に地方廳におきましては、予算の事前では、大體審査制度の運用、その他一般の並びに個別的な指導の事務費につきましては、全部これを國庫において負担するといふ難前で組んでおるのでございますが、これをやりましたために、地方廳の職員を増員するといふ問題は、現在の予算の建て方の地方廳補助職員によつて方針によりましては、補助職員によつて、こういう仕事を運営していくといふことは困難な事情にございまして、現に府縣廳に配置されております人員を極力この方面に活動していただく、といふことを期待するより進がないので

さいます。事業費だけはとりあえず組いたしまして、やつていただくうかつこうにいたしておる次第でございます。その活動をしていただくためには、何らかの形で人員補助を要とすると考えておるのでございまして、現在の予算の方針におきましては、困難な事情にございますから御了解願いたいのでございます。

それからちよつと申し添えますが、先ほど多田委員から御質問のございました中に、法人と個人との関係がございましたが、お答え漏れいたしましたので、この機会にお答え申し上げます。先ほど大臣からお答えがございましたように、中企業は中企業の趣意に則り、法人と個人との区別は一切考えていないのでございす。殊に個人企業と同じような形態の法人は、どこまでも同様に扱っていくというござやございまいと存じしております。

○多田委員 もう一つお伺いいたします。今まで論議されました点は、ほとんど生産事業の部面について論議が満ちられておりますけれども、中小企業振興ができました點において、販賣の部面に対してどういような方法を講ずべきであるかという点についてお伺いいたします。

○水谷國務大臣 ただいま多田さんの御質問は、中小企業振興は主として工業に対する対策であつて、中小商販に対しての対策がないじやないかと、このたび政府の発表いたしました中小企業振興府の表裏いたしました中小企業振興は、中小商工業全般に関する対策でございます。必ずしも工業のみを対象

問題も、経営の能率化の問題も、いずれも工業商業共通の問題であります。ただ商業につきましては、この対策に含まれない特有の問題があることは、これは事実でございますが、それは、これは別にその対策ににつきまして、さらに別にその対策を考える必要があると思います。

それで今回は特に中小企業の中にも商業を専門に担当する課を設けまして、総合的な商業政策を立てて、それを実施したい意向でございます。すなわち物販の配給機構の問題、問屋制の問題、あるいはやみ市場の問題等、各種の困難な問題が多い状態でございますので、これにつきましてはあくまでも配給機構の百パーセント掌握、健全なる配給機構の確立、ひいては生産率の向上等、國民生活の確保という点に主眼をおきまして、そういう点を十分この官廳において対策を立てていきたいと考えております。

○高多委員長　櫻内輔雄君

○櫻内委員　先ほど来の御説明で、資金素材を調整取扱いのないということについては大体了承したのであります。が、声田内閣ができた際の政策協定の中に、中小企業の積極的な助成をはかるため、中小企業専門の金融機関を設けるということがあるのをごさいます。この点につきましては何か商工大臣はお考えがあられるのでしょうか、臣はこの際にもうとお聞きしたいと思います。

○水谷國務大臣　ただいまの問題でございますが、これはせつかく中小企業業法ができました。ただいま櫻内氏の言われましたような、中小企業専門の

と、俗にいう佛つて眼を入れずと
うようなことになりますので、商工
省局といたしましては、縣廳のこの中
小企業専門の金融機関といふものをぜ
ひつくりたいと思つて、今関係方面と
も緊密な連絡をとりつつ研究している
次第でございます。ただこれが商工中
小の拡充というような形でいくかある
金の拡充といふような形にいくかは
いはいは全然新規の金融機関を設ける方法
でいくか、これはまだ発表の域には達
しておりませんが、ぜひ中小企業専門
の金融機関をつくりたい、このように
考えております。

○管内委員　なおその際に資材の配分
についても政策協定には言及いたしま
して、特段の措置を講ずるといふこと
になつたのであります。そこで私が考
へますには、従来経営再建のために超
重点産業、いわゆる傾斜生産方式とい
ふものをつとめているのでありますが、
この中小企業に対しては資材の配分に特
殊の措置を講ずるといふことについて
は、この傾斜生産方式とはどういうお
考えをおもちになるのか、ちよつとお
聴きたいと思ひます。

○水谷國壽大蔵　ただいまの日本の経
済の事情のもとにおきまして、またそ
の日本経済再建のためには、たとえて
申しますならば石炭であるとか、ある
いは電力、鉄鋼といふものに對しては
ある程度の傾斜生産をやつていかなく
てはならぬことは、これはやむなき措
置ではございませんが、しかしこれは進
んで直接中小企業振興と矛盾するもの
ではないと考へております。すなわち
中小企業の振興といふことは、何とし
て中小企業でさえあれば全部振興しよ
うものではないのでございまして、

そこにはおのずから緊急、順序がある
のでございまして、まず輸出部門、あ
るいは重要産業関連部門等を優先的に
取上げまして、その振興をはかつて逐
次他にも及ぶ考えであるのでありま
す。資材不足の現状におきましては、
まず重点部門が優先的に取扱われま
す。次にその部門内で能率のよい工場
が優先するのは当然のこととございま
して、中小企業との振興対策も、あくま
でもこの能率第一主義の線に沿って順
次に推進していきたい、このように考
えております。

○櫻井委員 次に法案の第三條にある
のであります。先ほど多田委員が少し
述べられたのでありますが、中小企
業者は、行政上の行為により不当にそ
の事業を阻害されたときに中小企業
にその事業を申し出ることができると
いうことになっております。であります
が、この行政上の行為により不当にそ
の事業を阻害される場合というのをど
ういうふうに御想像されたのである
か。それからまたそれを中小企業に
申出た場合について、何か具体的に考
えがあるのかという点をお聞きした
い。

○松井委員 行政上の行為により
不当にその事業を阻害されたときと申
すのは、一番よくあるだろうと思
われるのは、資材の割当等に際しまし
て、特に大企業偏重で中小企業は能
率もよいにかかわらず、それをオミツ
トする、というような場合が起る得るの
でありまして、そういう場合には先般
来申しました通り、中小企業に
いてこれを確保するように、強力なそ
の措置をとっていくということござ
います。そこで中小企業者の側からそ

ういうような事実があると思つた場合
には、中小企業に申し出てもらいま
して、その事実を調査いたしまして適
当な措置を講ずる、こういうような場
合が予想されるのでございまして。

○櫻井委員 同じ項目の中の問題であ
ります。最後の所に「当該事件を公
正取引委員会に移さなければならな
い」というようになっておりますが、
せつかく中小企業を理由せしめる問
題でありますので、この公正取引委員
会に移した以降についてはどうされる
のですか。ただ単に経過するだけのこ
とをお考えなのですかその点を伺いた
い。

○細井政府委員 先ほど私ちよつと説
明が十分にできなかったものでござい
ますが、この「前項後段」と申しますのは
結局独占禁止法に轉れる場合でありま
して、この場合は、前項を全般にいた
しまして、公正取引委員会に付する
こと、この例外措置は中小企業に最初
においてみずからやるといふことを言
わしますが、後段の場合は独占禁止法
の適用がありますので、例外に對して
た元へもどしまして中小企業で取扱
われないで、これを公正取引委員会の方
にまわなければならない。公正取引委
員会において独占禁止法の條文に照し
て措置する、こういうことでありま
す。

○多田委員 松井委員
○松井委員 二つの点を伺いたし
ますが、私月曜日の委員会にも参加
いたしません。昨日連合委員会に出席
いたしまして、質問いたしました委員
の方々が大半納得のいかない実情にあ
つたのであります。本日さらに閣下
大臣より詳細なる御説明があつて大體

了承ができておりますけれども、私が
二、三お伺いしたい点は中小企業に要
項に形式の概要が書いてあります
が、いわゆる根本から設置しようとする
の必然性がどこにあるかというところは
大體ここに規定してありますけれども
も、その具體的根拠が何れなるな
らば仕合せだと思つて、昨日より委員
の多数から伺つたのであります。それ
らの点についても概要だけは何回も
御説明ございましたけれども、私は根
本問題が具體的に何といふことができる
立ちどころに本日でも了得られると
思ふのであります。もしそれらの点が
根本的に具體的御説明が願えるならば
仕合せだと思つております。

○細井政府委員 松井委員にちよつと
お尋ねいたしますが、御質問の趣旨は
中小企業にというのを特につくる理
由、こういうこととございまいし
ようか。

○松井委員 そうであります。
○水谷國務大臣 ただいま松井委員が
らの御質問の中小企業設置の最大眼
目と申しますが、根本目的はどうかと
いう点でございまして、これは私も相
當詳しく提案理由を述べます場合に御
説明申し上げたいと思つてございませ
うが、直ぐの御質問でございまして、さ
らにそれよりも非常に端折つて
要領よくお答えいたしたいと思つて
あります。

この中小企業設置の最大眼目は法
案第一條に言うております通り、中
小企業の健全なる育成を目的とし
るというのが、中小企業設置の最大
眼目でございまして、近年世界経済より
分離されてまいりました日本の経済

は、近い将来において必ず敗しい國際
経済の競争場面に立つてございませ
うが、中小企業の現状を見ますと、彼
れも競争力國際的水準から見まして、
はなはだ低く、まことに憂心にたえな
いものがあるでございまして。しかも
かつて中小企業の最も有力なる武器で
ございまして低賃金というものは、時
代の要請によりましてまったく除去さ
れておる次第でございまして。今や中
小企業の活路は二にも三にも技術と
科学性と合理性を取入れまして、そ
の能率の向上を期するよりほかには
ない、このように考えております。新
たに設置されるところの中小企業
というものは、一方におきましては中
小企業のために限り限りのインホー
メーションと指導とを行ひまして、そ
の技術と経営の向上を推進いたしま
すとともに、他方中小企業の立場を代弁
いたしまして、あらゆる方面にその正
當な利益代表としたしまして強力な
言をしようとするものでございませ
う。大體中小企業設置の最大眼目とい
うようなことはそういうところにお
ておるような次第でございまして。

○松井委員 ただいま御説明がござい
まして大體了りました。これは形式
は私どもも賛成できない。これは形式
である。実行に移す場合の問題に對し
ては、中央から見ても、地方の關係が
ある。なか／＼重大性を懸念してお
る実情があるものであります。この法案
の一部の中に弱者はその言うごとく
はたして中小企業者であるの言うごと
くある。彼らは競争中こうむつた極
減的な打撃を逐次自己の力によつて再
生し、何人の援助も求めず、奮々と
復興に進みつつある、今日、六大都

市はもちろん全國各都市における中
小企業者の活発なる動きは、実に顯著
なるものである。しかるにこれらの中
小企業者を弱体なりという見解のもとに
彼らの経緯と信念を無視して机上作
文的な題目を突進に移すというこ
とは、當局の見解はあまりにもこれら
の点に幼稚過ぎる解釈をくだすもので
ないかという考えをもつておるもので
ございまして、これについてはいかが
でございますか。

○水谷國務大臣 松井さんのお言葉は
なるほど過激でありました。私も、私
も認めるにやぶさかではございませ
ん。従ひましてこのたびの中小企業
におきましては石炭局のように、法制
上過半数の民間人を入れなくてはな
らないという規定はございせんが、
これまで連立御説明申し上げました
ように、中小企業設置の長官を初め、
きるだけ多くの有能なるエキスパー
トを民間人から採用してございまして、
りせめにも中小企業者が中小企業に
對して差をつける手がたまたま申され
たような、机上のプランであるとか、
あるいは強硬的な作文であるといふこ
とのないように、十分気を付けてい
たいと思つております。

かという所も多々あります。この法案の内容を見ましても、また商工大臣の御説明によりましても、異なる点はあるかもしれませんが、ややもすれば、地方の人々はまた統制経済の強化である、こう見ておられます。そこにおいてわれわれは地方の人々からこの法案について新聞紙上に出るあらゆる面からの質問をされております。そこにおいてこの資金、資材の面も決してたものではないとされておりません。また資材配給関係については、この企業は関係しておらずと言いますけれども、それがらの点を見てもなか／＼重大であります。そこで私たちは納得できない関係については、ただいま申し上げたる地方の各団体の代表あるいは個人企業者の声を喚起する、今日民主主義を標榜するときに、地方府縣の輿論もこれを一部には入れる必要があると思ふ昨日、昨日から委員の方々が納得のできない質疑応答について私も聞いておりますけれども、まだ今日に至りましても私たちに十分了解が得られない、ゆえに私たちは地方商工会議所あたりを中心とするところの輿論も喚び、また座談会などいたしましてほんとうの声を聞き、実際必要であるかないかということも調査せしめる必要がある。ゆえに私はこれらの点についてもうたようなことをする必要があるかないかというやうなことも御参考までに御答弁願えれば幸いだと思ひます。また一例を織物業者についてあげますと、今すでに織物業者にはしましても、あるいは絹織物業者にいたしましても、先刻申し上げましたやうに、だれからも一銭も援助を受けない。われわれは長い技術を持ち、先

祖代々営々としてやつておる業である。そうしてわが桐生市は織物業の盛んな所でありまして、完全な織物をつくつて輸出して、外國の金をとるのだというので熱心やつております。こゝういふ関係から今のこの法案の制度では、その人々も今日の乏しい経済下にあつて奮々として努力され、成功しつつありますが、これらの人々の声を聴いても、また企業者である。また統制のわくを強化されるのかと言ふ人があつて、そういう人々に対して、資金の面はこれだ、またわくの制度はこれだといふやうに、大體要綱に出ておりますけれども、具体的な根本方針が御説明されれば幸だと思ふのであります。○水谷國務大臣 松井さんが御指摘になりました統制制かといふやうなお言葉ですが、この中小企業法といふものは、御案内のように、これは民間から多年叫ばれてきた問題でありまして、現在の経済機構のもとにおいて、ややともすれば日陰者になつておる中小企業者のために、特別な機関を設けて、何とか中小企業の善なる代弁者、善なる指導者になつてもらいたい、こゝういふことが長い間の事情でございまして、ただいま御指摘の商工会議所なんかは、全國例外なしに中小企業法を早く設置してくれといふことを言われまゐつたのであります。われわれもこゝういふやうな関係者の声は、神の声と聞きまして、政府もおくれはせながらこのたび中小企業法を設置したのでございまして、ただいま御指摘のやうな中小企業を締め上げるとか、あるいは統制をさらに強化するといふ意味で、中小企業法をつくつたのではござ

いせんので、全國津々浦々の中小企業者の要望、さらにまた全國商工会議所の熱烈なる声に應じて、中小企業法をつくつたやうな次第であります。従つてこの法案の中におきましても、統制がましいことは少しも言うてはおりぬのであります。むしろ松井さん以外の多くの委員からは、この中小企業対策には何らの強制力もない、政策の浸透力が弱いのではないかといふこと、逆に攻撃されてまいりましたことは、この二、三日の委員会の模様をお考えくださいましてもよくおわかりであらうと思ふのであります。ただいまの松井さんのやうな御心配は、事中小企業に關する限りは毫もないと御了承願ひたいと思ひます。○松井議員 ただいまの大臣の御説明によりまして大體了承できたのであります。が、ややともすれば形式に終る実情が今日多々あります。また昨日から今日までの委員諸君の質疑応答を比較検討してみましても、どなたの質問に對しても了解が得られないのであります。そこにおいてわれわれもこの問題についてはあまり具体的にまだ研究しておりません。ただ御説明を聴いた程度であります。地方関係については、商工大臣は全國の各機關ともこれを希望したものであるといふこととありますが、われわれも一應その筋を調査研究いたしましたして了解を得る予定であります。ただ一番重大な資金資材の問題については漠とした説明でありますから、適當な機会において、もう少しつづこんだ説明が願えればさいわいと存じます。私はきよはうはこの程度で質問を打ち切りたいと思ひます。○事務委員長 他に御発言もないやう

でありますから、今日の質疑はこの程度で打ち切り、明日午後二時より委員会を開会いたすことにいたします。これをもちて散会いたします。午後三時五十五分散会

昭和二十三年六月二十一日印刷

昭和二十三年六月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局